平成２３年（フ）第３０号
新潟県五泉市赤海１丁目７番21号
債務者　横川美唆子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
新潟市西区坂井610番地７
債務者　大崎美智子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
新潟市東区牡丹山３丁目17番４号
債務者　八木　雄基
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０号
新潟市北区高森1237番地
債務者　落合千加子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
新潟市秋葉区矢代田3216番地３
債務者　木伏　淳子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１号
新潟市西区五十嵐１の町6296番地１　第２コーポ新洋Ｂ205号
債務者　成田　真衣
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４号
静岡県御殿場市東田中202番地の18、前住所静岡県御殿場市茱萸沢1351番地の１　シャーメゾン中央公園Ｂ202
債務者　中込美矢子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
静岡県駿東郡小山町菅沼501番地の１
債務者　河野妃登美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
静岡県御殿場市新橋1651番地
債務者　杉山　芳昭
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２７号
三重県松阪市飯高町粟野273番地
債務者　江間　嘉彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第２２０号
京都市西京区下津林大般若町182番地　アネール桂202号室
債務者　清水　　清
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０５４号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目16番14号
債務者　森本　和敏
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０５５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂４丁目16番14号
債務者　森本留美子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
堺市北区中長尾町１丁１番５―101号
債務者　大迫　浩二
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
大阪府松原市田井城３丁目232番地の９
債務者　岡本伊津子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
堺市中区宮園町１番４―105号
債務者　林　　学
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁219番地13　秋田方、前住所大阪市平野区喜連５丁目３番８号　フレンスイーダー21　102
債務者　下條　昌江
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係